

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件

(令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十九号)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条の二第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件を次のように定める。

1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条に規定する設備の区分等(以下「設備の区分等」という。)のうち、その出力が五十キロワット以上のもの

二 施行規則第五条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

1 法第九条第四項に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた市場取引等により電気を供給する事業については、法第十条第一項の変更の認定による変更後の設備の区分等が前項各号に掲げる設備の区分等に該当しない場合であっても、前項の規定にかかわらず、当該変更後の区分等は交付対象区分等とする。

#### 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。